賃銀不拂ニ基キ二月一日ヨリ同盟罷業ヲ為シ二月五日解決ヲ見
ルモ其後ニ至リ直ニ全従業員ヲ使役セズ
数名宛交替使役スルニ付半数ノ者ハ一日モ就業セザリ
シ為メ之ヲ不服トシ要求ヲ為シ抗争中ナリ。
イ、速ニ全従業員ヲ就業セシムルコト
ロ、若シ不能ノ場合ハ解雇手当ヲ交付解雇セシムルコト
而シテ解決ニ対シ一切ヲ任セル南条某ハ去十三日帰郷セ
ル為メ職工側ハ協議ノ結果同代表者上京セシメ三十日四十名
結束ノ上提出シ三時ニ賃銀記入ヲ要求セシモ各自帰途
ニ就キ其ノ知ルトコロナキモノナリ。

◎、林機織工場外七名、
所在地、大阪府南河内郡大草村、

労働者数、 六八名（二二名内地人 四六名朝鮮人）
参加者数、 三九名
原因経過、
三月十日同工場ニ賃銀二割方値下ノ断行セントシタルニ大部分之ヲ肯ンセ
ズシテ不満ヲ抱キ居ル三、三ノ朝鮮人ハ所謂朝鮮労働同盟会ノ応
援ヲ求メ二十三日午後ヨリ一斉ニ罷業ニ移リタルモ殆メ已ムヲ得ス工場
業ヲ休止シ対策協議中ナリ
其後争議団ニ於テハ示威運動ノ如キ等形勢悪化ノ兆アリシヲ
以テ所轄署長斡旋ノ結果職工ヲ返シ賃銀一割値下ノ条件
ニテ事業主ニ於テ争議中ノ食糧費ヲ支給七十八日ヨリ補助シタルニ
参加者ハ十二日ヲ以テ復帰シ四月一日解決、

◎、鈴木ヴアイオリン工場、